

竹富町地域おこし協力隊設置要綱

令和 2 年 3 月 26 日

告示第 14-2 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日告示第 24-7 号

(設置)

第 1 条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持、強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、竹富町地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第 2 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源の開発及び活用による地域振興活動
- (2) 地域づくりを支える人材育成活動
- (3) 竹富町への移住・定住に関する支援活動
- (4) 景観づくり及び自然環境の保全活動
- (5) 地域住民の生活支援活動
- (6) その他地域活性化のために町長が必要と認めた活動

(任用)

第 3 条 隊員は、心身ともに健康で、地域の活性化に深い理解と熱意を有し、積極的に活動できる者のうちから、町長が任用する。

(隊員の任用期間及び活動期間)

第 4 条 隊員の任用期間は原則 1 年とし、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

- 2 隊員の活動期間は、隊員として初めて任用された日から起算して 3 年間とし、町長は、必要があると認めるときは、当該活動期間の範囲内で隊員の任用期間を更新することができる。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員(令和元年度から 3 年度までに任用された者に限る。)が、3 年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、町長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、活動期間を 2 年を上限として延長し、最長 5 年とすることができることとする。

(隊員の身分)

第 5 条 隊員の身分は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 2 条による。

(服務)

第 6 条 隊員は、常に職務を誠実かつ公正に遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはな

らない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第 7 条 竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則第 3 条の規定に基づき、隊員は、町又は配属先団体等の指示、依頼等により、第 2 条に掲げる活動に従事することとする。

(報酬)

第 8 条 竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 3 条の例による。

(時間外勤務報酬)

第 9 条 隊員に対する時間外勤務手当は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 5 条の例による。

(期末手当)

第 10 条 隊員に対する期末手当は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 8 条の例による。

(報酬の支給方法等)

第 11 条 隊員に対する報酬の支給方法は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 9 条の例による。

(勤務に係る費用)

第 12 条 隊員に対する通勤に係る費用の弁償は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 1 2 条の例による。

(出張に係る費用の弁償)

第 13 条 隊員に対する出張に係る費用の弁償は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 1 3 条の例による。

(経費)

第 14 条 町長は、第 2 条に規定する業務及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

(住居)

第 15 条 町長は、隊員が居住する家賃の一部又は全部を予算の範囲内で負担することができる。

(通勤に係る費用)

第 16 条 隊員の通勤に係る費用は、竹富町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第 17 条の例による。

(退職の申出)

第 17 条 隊員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の 1 月前までに町長に申し出なければならない。

(解雇)

第 18 条 町長は、隊員が地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項に該当すると認めるときは、解雇することができる。

(庶務)

第 19 条 協力隊に関する設置要綱は政策推進課で定め、庶務については所属する課において処理する。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の例による。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日告示第 24-7 号)

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。